

函館市で特別街頭検査を実施

～管内夜間街頭で過去最多となる17台の整備命令へ～

自動車技術総合機構北海道検査部函館事務所は、北海道警察、軽自動車検査協会及び北海道運輸局函館運輸支局と連携し、函館市昭和4丁目の国道5号線沿いにおいて特別街頭検査を実施しました。

【実施結果の詳細】

1. 実施日時 令和8年6月5日（金） 18時30分～21時00分
2. 実施場所 函館市昭和4丁目34 国道5号線沿い
3. 実施結果 検査台数：23台
整備命令：17台
4. 主な不適合箇所 回転部分の突出、騒音基準値超過、最低地上高の不足

函館運輸支局から整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、15日以内に最寄りの運輸支局で車両の確認を受けることとなります。

また、可搬式無車検取締装置による取り締まりを実施し、1002台を装置にて読み取ったところ、1台の無車検が発見されました。

自動車技術総合機構函館事務所は、今後も各関係機関と連携し、不正改造車の排除に取り組めます。



【問い合わせ先】

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話：03-5363-3441（代表）

FAX：03-5363-3347